

天皇陛下の退位に

便乗した商法にご注意を



【事例】

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。

本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。

【アドバイス】

- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執ように勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受けとらない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 不審に思ったときやトラブルになった場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

里庄町企画商工課 64-3114

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費者ホットライン 188